

【経過措置について】

5月7日以降であっても、改正前の様式を用いた申請は有効とする。この場合においては、①のように修正を行う等の対応を行うほか、②のような記載であっても有効であるものとします。

令和

- ①「~~平成~~元年 5月 8日」
- ②「平成31年 5月 8日」

改正後の様式において「自令和 年 月 日 至令和 年 月 日」等と期間を記載する必要がある部分について、起点日が平成である場合は、③のように修正を行う等の対応を行うほか、④のような記載であっても有効であるものとします。

平成

- ③「自~~令和~~31年4月1日 至令和2年3月31日」
- ④「自令和 元年4月1日 至令和2年3月31日」

また、改正前の様式を利用し提出を行うことも有効とし、⑤のように修正を行う等の対応を行うほか、⑥のような記載であっても有効であるものとします。

令和

- ⑤「自平成31年4月1日 至~~平成~~2年3月31日」
- ⑥「自平成31年4月1日 至平成32年3月31日」